

厚生労働大臣

塩崎 恭久 殿

2017年3月14日

全国労働組合総連合

議長 小田川 義和

厚生労働行政に関わる重点要求について

貴職におかれましては、国民生活の保障及び向上と労働者の働く環境の整備及び雇用確保にむけた施策の推進にご奮闘頂いていることに心から敬意を表します。

国内雇用情勢をみても5年連続の実質賃金マイナスをはじめ消費税増税や社会保障改悪による負担増でいわゆる中間層が疲弊・減少し、9年連続で「ワーキングプア(働く貧困層)」が1,000万人を超えています。この間、アベノミクスによって雇用流動化策が進められ、正規労働者が56万人減少、非正規労働者は178万人増加、非正規労働者が全労働者の4割に達しています。一方、大企業の内部留保は313兆円と過去最高を記録、「アベノミクス」の恩恵は大企業や一部富裕層のみであり、「景気回復の実感がない」と多くの国民が感じています。日本の貧困率は、OECD加盟国34カ国中でワースト6位という高水準です。日本でも1億円以上の金融資産を持つ富裕層がこの間40万世帯も増加、資産の2割が2%の富裕層に富が集中するなど貧困と格差は拡大するばかりです。

また安倍首相は「一億総活躍プラン」の最大のチャレンジとして「働き方改革」を打ち出しました。しかし、その内容は労働者保護でなく、経済成長優先の雇用改革であり、労働者保護でなく、一層の規制緩和を進め、格差と貧困を固定化する内容となっています。

全労連は大企業の内部留保の社会的還元による賃上げや最賃引上げによる国民消費の拡大、消費税増税の中止と社会保障の拡充、労働者保護政策の強化こそが安定雇用をつくり、消費拡大による日本経済の回復に繋がると考えております。

については、厚生労働省設置法第3条に定める任務を果たすよう、以下の点について要請致します。

記

1. 政府が主体性を持ったとりくみをおこない、すべての働く人々の大幅賃上げ・底上げを実現すること。

- ① すべての職場から「時給1,000円未満」で働く人を直ちになくすこと。そのため、公正取引の確立と中小企業の賃上げへの直接支援を手厚く実施すること。

② 地域間格差を解消し、すべての働く人が人間らしく暮らせる賃金の底上げにむけて全国一律最賃制を早急に実現すること。

③ 公契約法を早急に制定し、賃金の下限規制を実現することで、企業間・労働者間の公正な競争と公務・公共サービスの質を確保すること。公務における非正規雇用労働者の低賃金構造の転換と労働条件を改善するため、労働法制準拠を堅持し、時間給を大幅に引き上げること。

2. 労働者保護法制の規制強化と指導・監督体制の拡充によって、長時間過重労働と低賃金・不安定雇用をなくし、安定した良質な雇用を実現すること

1) 労働時間法制について

① 過労死・過労自死を根絶するため、36協定の特別条項は廃止すること。時間外労働の上限規制の法定化にあたっては、年720時間もの長い残業を容認しないこと。「脳・心臓疾患の労災認定基準」にある「発症前1か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね45時間を超えて時間外労働時間が長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まる」との目安をふまえ、残業の上限は月45時間かつ年間360時間とすることを法律に明記し、違反には罰則をつけること。

② 上記の規制に加え、人間には1日単位の生体リズムがあることをふまえ、始業後24時間を経過するまでに11時間以上の継続した休息时间（インターバル）を付与することを法律に明記し、違反には罰則をつけること。

③ 夜勤交替制労働は社会に必要不可欠な事業に限り認め、法定労働時間を日勤労働者よりも短くすること。さらに業種・職種ごとの状況をふまえた夜勤回数・拘束時間の上限規制を行うこと。

④ 長時間労働の是正方針に逆行する、「高度プロフェッショナル制度の創設」や「裁量労働制の対象拡大・手続き緩和」を盛り込んだ労働基準法「改正」法案は、撤回すること。

⑤ 月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）についての、中小企業への猶予措置をただちに廃止すること

⑥ テレワークは、育児や介護、健康問題を抱えた労働者のための措置として活用する制度とすること。その場合も「事業場外みなし労働時間」とはせず、実労働時間に基づく、労働時間管理を行うものとする。

2) 同一労働同一賃金について

① 憲法 14 条 1 項の精神に立ち、「すべての働く人々を対象に、性別や雇用形態をはじめ合理的な理由のないすべての差別を禁止し、同一労働価値同一賃金、均等待遇原則を実現」すること。そのため、労働基準法、男女雇用機会均等法、労働契約法、パート労働法、労働者派遣法、最低賃金法とその関連法を改正し、性別や雇用形態をはじめ合理的な理由のないすべての差別を禁止すること。また、間接差別の禁止を含む実効あるものとする。

② 政府の「ガイドライン案」については、人材活用の仕組みに関する不当な具体例の削除等、見直しを行うこと。その上で、今国会では、労働契約法 20 条、パート労働法 8 条、9 条について、待遇に格差を設けた場合の合理性の立証責任を、使用者におわせるものとする法改正を行うこと。

3) 雇用政策・解雇規制について

① 解雇の金銭解決制度など、解雇しやすい仕組みづくりの検討は中止し、整理解雇の四要件を法定化するなど解雇規制を強化すること。

② 企業のリストラを促進する労働移動支援助成金は廃止し、雇用調整助成金を増やすこと。

③ 低賃金で不安定な雇用が増えている現状にかんがみ、雇用保険制度については、保険料率の引き下げはおこなわず、給付日額と給付日数の改善をおこなうこと。

3. 社会保障制度の連続的な改悪を中止し、憲法 25 条で保障された社会福祉・社会保障の実現をめざし、国の責任で、安全・安心の医療や介護の充実をはかること。

① 年金のマクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないこと。最低保障年金制度の創設など、年金制度を改善すること。生活保護の改悪をおこなわないこと。すべての人に健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、失業時扶助の創設をふくめた総合的な生活保障の構築をすすめること。

② 医療・介護制度の改悪を中止すること。

患者・利用者負担増、給付をせばめる制度改悪は中止すること。社会保障制度改革推進法等を廃止し、住民要求にもとづく安全・安心の医療・介護の実現を国の責任で保障すること。高すぎる国保の保険料を軽減するために補助を大幅に増額すること。

③ 「待機児童ゼロ」「介護離職ゼロ」の実現にむけ、公的保育施設の拡充や介護サービス削減計画を中止すること。特養の整備目標を50万人分から大幅に引き上げ、必要な受け入れ枠を確保すること。保育士や介護職員など、福祉施設で働くすべての人々の処遇を大幅に改善するなど、実効ある人材確保対策を早急におこなうこと。

④ 国旗・国歌に親しむことを求める文言を盛り込む保育所保育指針改定案は撤回すること。

4. 労働政策の三者構成による決定原則を堅持するとともに、各種審議会・委員会等に全労連の推薦する者を委員として任命するなど、全労連との新しい関係を構築すること

5. ILO基本条約を全面批准するなど、国際的な中核的労働基準を十全に遵守、尊重すること。公務員制度改革にあたっては、ILO勧告をふまえ、労働基本権を全面的に回復すること

6. 現下の雇用情勢や被災地支援の必要にかんがみ、労働局等の人員を正規で大幅に増やして、ブラック企業や大企業等への監督・指導を強化するとともに、被災者や失業者、生活困窮者に対する手厚い支援を実施すること

以上